議案第17号

大阪市財産条例の一部を改正する条例案

大阪市財産条例(昭和39年大阪市条例第8号)の一部を次のように改正する。 第9条中第2項を次のように改める。

- 2 次に掲げる場合における普通財産の貸付期間は、前項第1号及び第2号の規定に かかわらず、財産管理者が定める。
 - (1) 土地を貸し付ける場合において、当該土地に借地借家法(平成3年法律第90号) 第22条から第24条までの規定による借地権を設定するとき
 - (2) 建物を貸し付ける場合において、借地借家法第38条の規定による当該建物の賃貸借をするとき

第9条第3項中「(普通財産である土地を貸し付ける場合において、当該土地に借地借家法第23条第2項の規定による借地権を設定するときの貸付期間を除く。)」を削る。

附則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月16日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説明

普通財産である建物について定期建物賃貸借をする場合の貸付期間の特例を定めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

大阪市財産条例(抄)

(貸付期間)

第9条 省 略

- 2 普通財産である土地を貸し付ける場合において、当該土地に借地借家法(平成3年法律第90 号)第22条、第23条第1項又は第24条第1項の規定による借地権を設定するときの貸付期間は、 前項第1号の規定にかかわらず、財産管理者が定める。
- 2 次に掲げる場合における普通財産の貸付期間は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、 財産管理者が定める。
 - (1) 土地を貸し付ける場合において、当該土地に借地借家法(平成3年法律第90号)第22条から第24条までの規定による借地権を設定するとき
 - (2) 建物を貸し付ける場合において、借地借家法第38条の規定による当該建物の賃貸借をする とき
- 3 第1項の貸付期間 (普通財産である土地を貸し付ける場合において、当該土地に借地借家法 第23条第2項の規定による借地権を設定するときの貸付期間を除く。) は、更新することがで きる。この場合においては、更新による貸付期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号 に定める期間を超えることができない。
 - (1)-(2) 省略